

資料1

市民の安全のための指針

令和5年度下半期

実施状況報告書

令和6年8月

東大和市

目 次

第 1 章	＜目的＞	
第 2 章	＜犯罪の起きにくいまちづくり＞	1
第 3 章	＜児童等の安全確保＞	6
第 4 章	＜民間事業者によるまちの安全確保＞	12
第 5 章	＜高齢者・障がい者・女性の安全確保＞	13

1 目的

東大和市生活安全条例の目的である市民の生活の安全（市民の生命、犯罪の防止、防犯の環境整備）を実現するため、市民の防犯意識の高揚を図り、市民、関係団体、関係行政機関等のそれぞれが防犯のための施策・目標を明確にし、安全・安心なまちづくりに取り組むことを目的とする。

各事業の実施状況

2 犯罪の起きにくいまちづくり

2-1 市が行う市民の安全確保

東大和市生活安全条例の目的である市民の生活の安全（市民の生命、犯罪の防止、防犯の環境整備）を実現するためには、市民の防犯意識の高揚を図り、市民、関係団体、関係行政機関等のそれぞれが防犯のための施策・目標を明確にし、取り組む必要があります。

そこで市は、市民の生活の安全を確保し、犯罪の起こりにくいまちづくりを実現させるために各事業の責務を明確にし、以下の方策を関係機関と連携して取り組むこととされています。

【主な取り組み】

整理番号 事業名	担当課 (旧課名)	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
2-1-1 公共施設の安全点検の実施	地域振興課	(1) 市民センター係・清原市民センター ① 街灯等の日常点検及び修繕の実施 ② 施設内樹木の剪定による視界の確保 ③ 必要に応じ施設周辺のパトロール強化を警察へ依頼 ④ 施設周辺のごみ、落ち葉等の回収、清掃 ⑤ 非常通報装置の定期点検の実施	
	総務課 (総務管財課)	(1) 庁舎内に防犯カメラを10台設置している。 (2) 夜間・休日は宿日直員が窓口に常時待機し、警備員1名が庁舎内及び敷地内を定期的に巡回している。 (3) 駐車場周辺のツゲや低木などの剪定を行い死角を解消したり、高木の枝払いをして街灯の光が広範囲に届くようにし安全確保に努めている。 (4) 職員用駐輪場及び一部の来庁者用駐輪場の夜間点灯を行っている。	
	中央図書館	(1) 職員による館内外の巡回・点検・確認を行った。 (2) 職員不在時は機械警備を実施し、防犯対策に努めた。	
	中央公民館	防犯上の安全管理として、職員や施設管理業務委託従事者により館内を巡回した。また、職員及び施設管理業務委託従事者が不在の場合は機械警備を実施し、安全対策に努めた。	
	保育課	(1) 狭山保育園 機械警備による防犯警備を実施している。また、非常通報システムによる「学校110番」保守点検を実施した。 (2) やまとあけぼの学園 ① 職員が随時巡回し、施設の点検・確認を行った。 ② 夜間・休日は機械警備を行い、防犯対策を実施した（非常通報システムは未整備）。	
2-1-2 通学路及び公園等に防犯機器の設置	防災安全課	市内の防犯カメラの設置状況等について、情報収集を行った。	
	都市基盤課 (道路交通課)	市内2公園に合計5台設置している防犯カメラにより、公園内における安全確保を図った。	
	教育総務課	小学校の通学路等に合計70台設置している防犯カメラにより、登下校時における児童の安全確保を図った。	

整理番号 事業名	担当課 (旧課名)	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
2-1-3 サスマタ等の防犯グッズの設置	地域振興課	(1)市民センター係 児童館併設の市民センターには、サスマタ、少人数の施設には催涙スプレーを設置済み。 (2)清原市民センター係 サスマタ、防犯用催涙スプレー、蛍光クラックボールを設置し防犯対策を実施した。防犯カメラ設置済。	
	総務課 (総務管財課)	庁舎内にサスマタ14本を配備し、防犯対策を実施している。 (1)議会棟1階 ・ ・ ・ 4本 (2)事務棟1階 ・ ・ ・ 2本 (3)事務棟1階(警備室) … 1本 (4)事務棟2階 ・ ・ ・ 2本 (5)議会棟2階(議会事務局) 1本 (6)事務棟3階 ・ ・ ・ 2本 (7)事務棟4階 ・ ・ ・ 1本 (8)事務棟5階 ・ ・ ・ 1本	
	教育総務課	各小・中学校にサスマタ、竹刀、催涙スプレー等の防犯グッズを設置している。	
	中央図書館	中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館にサスマタを設置している。	
	中央公民館	(1)希望グループへ防犯ベルの貸出を行っている。 (2)各公民館(市民センターとの併設館含む)にサスマタを設置している。	
	保育課	(1)狭山保育園 サスマタを2本設置している。 (2)やまとあけぼの学園 サスマタを2本設置している。	
2-1-4 防災行政無線による子ども見守り放送	教育総務課	広報プロモーション課(旧:秘書広報課)に依頼し、防災行政無線を利用した児童の下校時における見守り放送を実施した。	
2-1-5 庁用自動車への防犯ステッカーの貼付	管財課	不審者に対する防犯対策として、防犯のマグネットを貼付した。	
	防災安全課	(1)青色回転灯パトロールカーに「防犯パトロール実施中」のマグネットを貼り、市内の巡回を行った。 (2)また、還付金詐欺や振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害が市内に多発した際には、青色回転灯パトロールカーで「振り込め詐欺撲滅キャンペーン」の音声を流し、注意を喚起した。	
2-1-6 市報・市ホームページに防犯記事を掲載	防災安全課	市ホームページにおいて、青色回転灯パトロールカーによる巡回の実施や「安全安心情報送信サービス」への登録方法を継続して掲載することで、市民の防犯意識の啓発を行った。	

整理番号 事業名	担当課 (旧課名)	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
2-1-7 不審者情報の庁内への 連絡体制	防災安全課	(1) 二次被害防止のため、迅速に以下の部署と不審者情報を共有した。 ①総務部 ②子ども未来部 ③各市民センター(地域振興課) ④各児童館(青少年課) ⑤市長・副市長(広報プロモーション課(旧:秘書広報課)) ⑥各保育園(保育課) ⑦青色回転灯パトロール員 (2) また、青色回転灯パトロールカーの巡回経路に入れ、重点パトロールを行った。	
	教育指導課	不審者情報について各学校より連絡を受けた場合は、子育て支援課、防災安全課、青少年課へ情報提供を行っている。	
2-1-8 不審者情報について電子メールで配信	防災安全課	(1) 不審者・不審電話の情報を電子メールによる「安全安心情報送信サービス」の登録者に送付した。 (2) 不審者情報については、その特徴を載せ、注意喚起した。 (3) 令和5年度下半期(10~3月)は、不審者情報は0件、不審電話情報は1件、メールで送信した。 (4) 令和6年4月時点の登録者数9,603人	
2-1-9 関係機関への協力依頼	防災安全課	(1) 行方不明者情報や不審者情報については、東大和警察署や各関係機関と情報共有し、必要な対応を行った。 (2) 引き続きビックボックス東大和と契約し、警察官立寄り所を設置し、東大和市駅前の防犯活動の拠点とした。	
2-1-10 防犯パトロール	防災安全課	(1) 青色回転灯パトロールカーによる防犯パトロールを実施した。 (2) 令和5年度においても、東大和・武蔵村山防犯協会(旧:東大和地区防犯協会)及び東大和市防犯協会に補助金を支給し、防犯パトロール活動を支援した。	
2-1-11 公衆トイレの環境整備	都市基盤課 (土木公園課)	環境美化や環境衛生のほか、防犯対策にも配慮し、市内の公園・緑地・子ども広場及び東大和駅前、玉川上水駅前に設置している公衆トイレを適正に管理した。	
2-1-12 子ども広場等公園の安全管理	都市基盤課 (土木公園課)	公園や子ども広場を適宜巡回することにより、公園施設や遊具等の老朽化及び危険箇所の現状把握に努め、必要に応じて修繕等を行った。	
2-1-13 街路樹の管理	都市基盤課 (道路交通課)	(1) 街路樹管理委託により歩道や車道に建築限界を超えてはみ出ている低木や高木の下枝の剪定を行った。 (2) 街路樹管理委託により高木の剪定を行い、枝の落下や害虫の繁殖を防止した。 (3) 枯損により倒木のおそれのある樹木について伐採を行った。	

整理番号 事業名	担当課 (旧課名)	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
2-1-14 樹木の剪定・雑草除去	都市基盤課 (土木公園課)	公園・緑地・こども広場・野火止用水について、樹木剪定及び除草を実施した。	
	防災安全課	空地に繁茂している雑草や樹木は、不審者が潜む場所になったり、放火などの犯罪が起きやすい。 このため、現地調査を行い土地の適正管理が必要と判断された空地の所有者に通知文を送付し、除草をはじめとする空地の適正な管理を依頼した。 10月～3月：空地5件	
	都市づくり課	雑草や樹木が繁茂している空家等は、周辺環境に悪影響を与えるとともに、犯罪に利用されるなど、市民の安全の確保にも支障をきたすおそれがある。 そのため、敷地内の草木が繁茂するなど適正管理が必要と判断された空家については、所有者等に対して電話での連絡や通知の送付を行い、除草等を依頼した。 10月～3月：空家15件	
2-1-15 防犯看板の設置	防災安全課	(1)随時、市内を巡回し、防犯看板の設置状況を確認した。 (2)老朽化した立て看板は、交換している。	
2-1-16 歩行の安全のための道路整備	都市基盤課 (土木公園課)	東京都福祉のまちづくり条例に基づき、安全かつ快適に歩道を通行できるよう市道第9号線の歩道バリアフリー化工事を行った。	
2-1-17 犯罪被害者に対する警察署・犯罪被害者支援センター等との連携による法律相談等の支援	防災安全課	(1)令和5年度下半期に、相談者が直接、来庁することはなかった。 (2)東京都や被害者支援都民センターから送付されたチラシやリーフレット等を窓口に配置した。	
2-1-18 防犯団体の組織化及び育成の支援	防災安全課	(1)市内の自主防犯組織に防犯用品を支給し、地域ごとの防犯活動の支援を行っている。 (2)令和5年度下半期は、防犯用品の申請はなかった。	

2-2 警察署による犯罪発生状況の情報発信と地域との連携

警察署は、市民の生命と財産を守り、犯罪のない社会を構築していくために、市や市民、事業者、関係機関等と連携してまちの安全のための対策を講ずることとされています。

そのためには以下の施策の内容を明確にし、市内の犯罪状況を広く情報発信し、市民等に周知させていくことが重要です。

【主な事業】

整理番号 事業名	担当課	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
2-2-1 地域の安全巡回	東大和警察署	交番や駐在所の地域課員が24時間体制で担当区を巡回し、職務質問や交通違反取締り等の検挙活動を実施した。 女性や子どもに対する声掛け事案等の発生地域周辺においては、赤色灯を点灯した重点的な警戒を実施した。	
2-2-2 不審者取締り	東大和警察署	110番通報等により不審者情報を認知した場合は、速やかに地域警察官と捜査員が発生現場に臨場して不審者を確保するとともに、情報収集（防犯カメラ画像の確認等）を徹底して事案の解明に努めた。	
2-2-3 金融機関・小売店舗への立ち入り	東大和警察署	特殊詐欺被害防止対策として、警察官や犯罪抑止女性アドバイザーによる管内金融機関及び無人ATMコーナーにおける立ち寄り警戒や高齢利用者等への声掛けを実施した。 管内金融機関から高額引き出しをする高齢者の来店情報（ホットライン通報）を受けた場合は、直ちに臨場して現金の使途について確認し、被害の未然防止を図った。 コンビニエンスストア等への立ち寄り警戒を実施して、店員に対する防犯意識の向上を図った。 また、全国的に貴金属店を狙った強盗事件が多発したことから、管内貴金属店を巡回し、防犯設備点検や各種指導を実施した。	
2-2-4 自主防犯組織への支援	東大和警察署	東大和市防犯協会各支部、こども見守り隊、各自治体での会議等において、管内犯罪発生状況を情報提供して注意喚起を促した。 また、交番勤務員や防犯アドバイザーによる合同パトロール、スクールサポーターによる通学路警戒等を通じて、自主防犯の重要性、地域の絆づくりを支援し、自主防犯活動の取組みの拡大を図った。	
2-2-5 犯罪防止のための啓発活動	東大和警察署	特殊詐欺被害防止対策として、警察官や犯罪抑止女性アドバイザーによる高齢者宅への訪問・防犯指導を推進した。 また、金融機関への立ち寄り警戒、防犯指導等と併わせて、強盗訓練等、各種被害防止に向けた対策を実施した。 女性や子どもに対する声掛け事案やわいせつ事案の発生に際しては、「メールけいしちょう」を配信してタイムリーに情報発信を行い、注意喚起を実施した。 管内の幼稚園、保育園及び各学校において防犯講話、不審者対応訓練、さすまた実技訓練を実施して教職員らの防犯意識の高揚に努めた。 各学校で開催されるセーフティー教室や非行・被害防止教室において、連れ去り防止、ネットルール啓発、万引き防止、特殊詐欺の受け子として犯罪に加担しないよう講義を実施するとともに、薬物乱用防止教室では、違法禁止薬物の恐ろしさや依存性についても指導を行った。	
2-2-6 防犯看板の設置	東大和警察署	管内犯罪認知件数の中で多数の割合を占める自転車盗の被害防止対策として、防犯協会等と連携し、自転車盗難多発地区において、盗難被害防止横断幕、看板を継続して設置した。 また、防犯協会が新たに作成した「みんなであつくろう安心の街」と記載のある看板を公園や小中学校の通学路周辺に設置した。	

3 児童等の安全確保

3-1 学校における児童・生徒の安全確保

学校は、児童・生徒の安全を確保するために、学校生活中の児童・生徒の安全と通学路の安全に万全の方策を講じるとともに、児童・生徒に対する安全指導に努めることになっています。

また、必要があると認めるときには、警察署や保護者、近隣住民及び地域で活動する防犯団体（自治会、自主防犯組織等）の参加を求め、協力して安全対策の推進に努めることになっています。

そして、児童・生徒への道徳教育やいじめ防止に関する取組などを通じて、規範意識の育成の取組を推進することになっています。
そのためには以下の施策を推進していくことが大切です。

【主な取組み】

整理番号 事業名	担当課	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
3-1-1 防犯ブザー・ホイッスルの貸与 (公立・私立小学校)	教育総務課	<u>上半期に実施済みである。</u> その後も、転入生等必要に応じて防犯ブザーの貸与を行っている。	
	防災安全課	私立小学校に通う児童向けに申請に基づき貸与を実施している。 (私立小学校での防犯ブザーの配布の有無が異なる。) 令和5年度下半期については、申請なし。	
3-1-2 教育委員会だよりに啓発記事記載	教育総務課	<u>教育委員会だより95号(令和6年1月発行)にスクールガードの活動内容を紹介し、募集するとともに、事故防止についての普及啓発を図った。</u>	
3-1-3 セーフティ教室の開催	教育指導課	市内の全小・中学校において、東大和警察や民間企業等と連携し、交通安全教室や非行防止、犯罪被害防止、薬物乱用防止等を目的に実施した。	
3-1-4 安全マップ作成研修会	教育指導課	交通事故や犯罪が起りやすい場所等を示した地域安全マップの作成及び活用により、児童・生徒に交通安全や犯罪に関する意識の醸成を図るよう、教務主任会や生活指導主任会等において各校へ依頼した。	
3-1-5 防犯機器の設置による安全管理	教育総務課	小学校10校、中学校5校の校門等に設置している防犯カメラ及び小学校の通学路等に合計70台設置している防犯カメラにより、児童・生徒の安全確保を図った。	
	青少年課	児童館、学童保育所に緊急通報装置を設置している。	
3-1-6 子ども110番	東大和警察署	市教育委員会、PTAと協力して通学路の危険箇所点検を実施するとともに、「地域の目、見守りの目」を強化して、児童の安全確保に努めた。 また、スクールサポーター、防犯アドバイザーによる登下校時の通学路警戒や学区内パトロールを実施して子どもの安全を確保した。	
3-1-7 スクールガードによる見回りの実施	教育総務課	小学校10校において、合計36人がスクールガードとして登録されており、通学路における見守り活動等を行った。	
3-1-8 スクールガード・リーダーによる巡回指導	教育総務課	<u>令和6年2月に各小中学校の巡回し、学校の取組み等に関し、助言及び指導を行った。</u>	

整理番号 事業名	担当部署 担当課	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
3-1-9 ボランティア保険への加入	教育総務課	スクールガードや学童交通擁護ボランティアの活動をサポートするため、スクールガード36人、学童交通擁護ボランティア315人について、ボランティア保険に加入した。	
3-1-10 緊急連絡網の地域への協力要請	教育指導課	個人情報保護の関係上、緊急連絡網の周知ではなく、「まちこみメール」等(各学校ごとに運用するメール配信)を各学校で活用している。	
3-1-11 通学路の安全点検と見直し	教育総務課	上半期に行った通学路の合同点検において、点検箇所は、小学校10校で39箇所あった。 <u>そのうち対策が必要となった箇所は28箇所あり、26箇所について対策を講じた。</u>	
(再掲) 防災行政無線による子ども見守り放送	教育総務課	広報プロモーション課(旧:秘書広報課)に依頼し、防災行政無線を利用した児童の下校時における見守り放送を実施した。	
3-1-12 不審者情報マップの作成	教育指導課	各校の実態に応じて取り組んでいる。	
3-1-13 ネット犯罪から身を守るための学習	教育指導課	小・中学校ともに「特別の教科 道徳」や「総合的な学習の時間」等において情報モラル教育を実施し、ネット犯罪から身を守るための学習を進めた。	
3-1-14 いじめに関する取り組み	教育指導課	(1)東大和市いじめ防止対策推進条例に基づき策定した、東大和市いじめ防止対策推進基本方針の取組を進めている。 (2)本市独自にいじめ問題の早期発見・早期対応及び未然防止の充実を図るために、1人1台端末を利用して、1学期に2回、2学期に2回、3学期に1回、児童・生徒にアンケート調査を実施した。 年3回保護者に対してもアンケート調査を行った。	

3-2 幼稚園・保育園等幼児施設における園児の安全確保

幼稚園・保育園等幼児施設は、不審者の侵入防止を図る設備や器材の設置と日常の安全確保を怠ることなく、特に園外での活動にあたっては、常に複数の教諭・保育士等による園児の安全確認を行うことが大切です。

また、施設周辺の避難路及び避難先等を事前に定め、緊急事態における園児の安全確保の方法、警察署や保護者等への連絡体制を整備しておくことが必要です。

【主な取り組み】

整理番号 事業名	担当課	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
3-2-1 園児及び保護者等に対する安全啓発・避難訓練の実施	保 育 課	(1)狭山保育園 地震及び火災を想定した避難訓練を実施、または大規模地震を想定した引き取り訓練を実施した。 (2)やまとあけぼの学園 毎月火災あるいは地震を想定した避難訓練を実施した（6回実施）。	
	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター内の一時保育室では、毎月避難訓練を実施し、利用した児童の家庭にも実施の様子を伝え、家庭との共有を図った。 また、子ども家庭支援センター全体としては <u>下半期には消防署立会いのもと、自衛消防訓練（総合訓練）</u> を実施した。	
3-2-2 警察署・警備会社との通報システムの整備	保 育 課	(1)狭山保育園 夜間・休日は機械警備を行うとともに非常通報システムを設置し、防犯対策を実施した。 令和5年2月より防犯カメラを設置した。 (2)やまとあけぼの学園 夜間・休日は機械警備を行い、防犯対策を実施した（非常通報システムは未整備）。	
	子ども家庭支援センター	夜間及び休日は機械警備を行うとともに非常通報システムを設置し、防犯対策を実施した。	
3-2-3 教諭・保育士等への安全教育・啓発	保 育 課	(1)狭山保育園 安全安心情報送信サービス及び保育課からの情報により、安全意識の向上を図った。 (2)やまとあけぼの学園 安全安心情報送信サービス及び保育課からの情報により安全意識の向上を図り、避難訓練を実施することで緊急時の対応について啓発を行った。	
	子ども家庭支援センター	課内会議及び一時保育室のスタッフ会議を通じて、安全教育・啓発情報の共有化を図った。また、適宜、安全教育等に関わる掲載物の回覧を行い共有を図った。	

整理番号 事業名	担当課	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
3-2-4 施設周辺の安全情報の共有化	保 育 課	(1)狭山保育園 安全安心情報送信サービス及び保育課からの情報を保護者及び職員に周知し、情報の共有化を図った。 (2)やまとあけぼの学園 ①震災時の対応(連絡や避難先等)について保護者及び職員に周知した。 ②特にバス通園の際の震災については、コース上の避難先を事前に想定して安全確保に留意した。	
	子ども家庭支援センター	職員及び施設を利用する市民に対して、安全安心情報送信サービス等を活用し不審者情報の共有を図った。	
3-2-5 不審者の侵入防止を図る施設の整備	保 育 課	(1)狭山保育園 門扉の電磁ロックを活用し、施錠を実施するとともに、インターホンモニターによる確認を行い、防犯対策を実施した。 (2)やまとあけぼの学園 ①事務室から視認できない扉については、常時施錠した。 ②職員が不在になる夜間・休日は、機械警備を行い、防犯対策を実施した。	
	子ども家庭支援センター	施設4か所(正面玄関、通用口道路、交流スペース、事務室)に防犯カメラを設置し、不審者の監視対応を事務室で行っている。勤務時間終了時には、速やかに施錠するよう徹底し、時間外の不審者侵入防止に努めた。 また、入口の外壁に外灯を設置し、夜間の防犯対策の向上を図っている。	
3-2-6 園児の散歩中の安全管理	保 育 課	(1)狭山保育園 ①散歩の際は、複数の保育士で周囲を警戒しつつ引率している。 ②また、不審者対策として防犯ブザーを常に携帯している。 (2)やまとあけぼの学園 園児の散歩には、複数の職員が引率し、安全管理に努め、常に周囲を警戒している。	
	子ども家庭支援センター	児童の散歩には、複数の職員が引率し、子どもの行動を見守り、常に周囲を警戒するなど、安全管理に努めている。	

3-3 地域における児童・生徒の安全確保

犯罪の起きにくいまちを形成するために、地域の中で児童・生徒の安全を確保する体制をつくりあげることが大切です。そのためには、地域で活動する防犯団体（自治会、自主防犯組織等）が、学校と連携を図り、通学路の安全確保、登下校時の見守り、「子ども110番」、「困ったときの救急ハウス」等を活用し、地域の児童・生徒等の安全を確保することが重要です。また、自治会広報等における学校行事や連絡事項の周知を通じて、児童・生徒の地域における生活、遊び等の活動把握に努めることが重要です。

【主な取組み】

整理番号 事業名	担当課	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
3-3-1 通学路・登下校時間の地域への周知・協力要請	教育総務課	広報プロモーション課（旧：秘書広報課）に依頼し、防災行政無線を利用した児童の下校時における見守り放送を実施した。	
（再掲） 緊急連絡網の地域への協力要請	教育指導課	個人情報保護の関係上、緊急連絡網の周知ではなく、「まちこみメール」等（各学校ごとに運用するメール配信）を各学校で活用している。	
（再掲） スクールガード・リーダーによる巡回指導	教育総務課	令和6年2月に各小中学校の巡回し、学校の取組み等に関し、助言及び指導を行った。	
（再掲） スクールガード	教育総務課	小学校10校において、合計36人がスクールガードとして登録されており、通学路における見守り活動等を行った。	
3-3-2 学童交通擁護ボランティアのボランティア保険加入	教育総務課	スクールガードや学童交通擁護ボランティアの活動をサポートするため、スクールガード36人、学童交通擁護ボランティア315人について、ボランティア保険に加入した。	
（再掲） 防犯パトロール （スクールガード）	教育総務課	小学校10校において、合計36人がスクールガードとして登録されており、通学路における見守り活動等を行った。	
3-3-3 防犯パトロール （青色回転灯パトロールカー）	防災安全課	(1)毎週月曜日から金曜日までの5日間、13時15分から18時15分まで、警視庁の運転許可証を取得した職員が市内全域を廻り、子どもの見守り及び不審者等の警戒を行った。 (2)パトカーには、防犯マグネットを貼り、子どもの下校時に合わせてアナウンス放送を行い、犯罪の起き難い安全で安心なまちづくりに力を入れた。	
3-3-4 防犯パトロール （ボランティア団体）	防災安全課	東大和・武蔵村山防犯協会（旧：東大和地区防犯協会）、東大和市防犯協会に補助金を支出し、防犯活動を支援した。	
（再掲） 通学路の安全点検と見直し	教育総務課	上半期に行った通学路の合同点検において、点検箇所は、小学校10校で39箇所あった。 <u>そのうち対策が必要となった箇所は28箇所あり、26箇所について対策を講じた。</u>	
3-3-5 放課後子ども教室	青少年課	外が暗くなる前に帰宅することで児童の安全確保を図るため、放課後子ども教室の実施時間を、原則として4月から9月は、放課後から16時30分まで、10月から3月は、放課後から16時までとした。	

3-4 児童館等児童福祉施設における青少年の安全確保

児童館等青少年が集まる児童福祉施設は、青少年が犯罪に巻き込まれることがないよう、施設の安全管理に努め、指導者による安全講習会などを開催し、注意喚起することが大切です。

また、児童福祉施設の近隣住民や地域で活動する防犯団体等は、地域の清浄な環境を保持するとともに、児童館等に対して必要な情報提供や助言を行うなど、地域青少年の健全育成とあわせて、その安全確保に努めることが指針に示されています。

そこで指針に向けた取り組みとして、以下の施策を推進することになっています。

【主な取り組み】

整理番号 事業名	担当部署 担当課	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
3-4-1 児童への声かけ集団降所等など注意喚起	青少年課	学童保育所において、同じ方向に帰る児童には、集団で帰るように注意喚起を行った。	
3-4-2 不審者講習会等の実施	青少年課	(1) 保育課が保育士等を対象として実施する不審者講習会に参加している。 (2) 不審者情報などについて各施設で情報共有し、個別に児童に対して気をつける点等を説明した。	
(再掲) 子ども110番	東大和警察署	市教育委員会、PTAと協力して通学路の危険箇所点検を実施するとともに、「地域の目、見守りの目」を強化して、児童の安全確保に努めた。 また、スクールサポーター、防犯アドバイザーによる登下校時の通学路警戒や学区内パトロールを実施して子どもの安全を確保した。	
3-4-3 困った時の救急ハウスの設置	青少年課	令和5年度下半期の協力者の応募は4件(22枚)であった。	
3-4-4 サスマタ等の防犯グッズの設置	青少年課	きよはら児童館にサスマタを設置している。	
3-4-5 低年齢児童の保護者による迎えの協力依頼	青少年課	学童保育所、ランドセル来館事業において、保護者へ迎えの協力を定期的に依頼した。	

4 民間事業者によるまちの安全確保

市内の民間事業者（商業、工業、農業、建設業、運送業等全て含む）は、自らの事業活動を進める上で市民の安全確保のために、以下の項目を指針としています。

- 1 市内の民間事業者は、自らが管理する施設や土地等が犯罪発生のかげ点とならないよう、常に適正な管理に努める。
- 2 市内の民間事業者は、警察との協力を図り、万引き等の犯罪行為の防止など店舗等の防犯対策に努める。
- 3 市内の民間事業者は、空き店舗への侵入による放火等の犯罪の発生を防止するために、安全パトロールや事業者が管理する街路灯の保守・安全点検を実施するなど、事業者同士協力して環境整備に努める。

【主な取組み】

整理番号 事業名	担 当 課	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
4-1 防犯機器の設置	事業者	侵入被害防止のため、店舗内や駐車場に防犯カメラやセンサーを設置している。	
4-2 営業者等への防犯ステッカー等の貼付等	事業者	警察署から配布された防犯チラシ等を活用し、各種犯罪の被害防止に努めた。	
	防災安全課	日中の屋外活動中に自主防犯活動を行うことが可能な団体が、犯罪被害防止のために屋外活動中に防犯腕章を着用して活動ができるよう、防犯腕章を支給しているが、令和5年度下半期は申請がなかった。	
4-3 従業員に対する防犯講習	事業者	引き続き、警察署と連携し、強盗対策訓練や万引防止キャンペーン等を実施した。	

5 高齢者・障がい者・女性の安全確保

警察署、市、民間事業者、市民等は、とりわけ犯罪に巻き込まれるおそれがある高齢者・障がい者・女性の安全確保のために、以下の方策の実施に努めることが指針に示されています。

- 1 悪質販売や詐欺行為の被害から守るために、犯罪に遭いにくい環境整備に努め、高齢者や障がい者及びその家族に対して必要な情報提供を行い、生命及び財産の安全を確保することに努める。
- 2 高齢者や障がい者が日常生活の中で犯罪に巻き込まれないよう、社会福祉協議会等と連携して地域の見守り活動や、犯罪等による被害の防止に向けて効果的な啓発活動を行う。
- 3 つきまといや暴力行為に対する警察署等の相談窓口を充実させ、周知を図る。

【主な取組み】

整理番号 事業名	担当課	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
5-1 警察署・金融機関等による情報提供及び啓発	地域包括ケア推進課	警察署・金融機関等より高齢者についての情報提供があった場合は、関係機関への取次ぎ等の対応を行っている。	
	福祉推進課	振込詐欺等の手口について、民生委員・児童委員に情報を提供し、高齢者等への注意喚起を依頼した。	
	防災安全課	不審者情報、行方不明者情報等を警察署と共有し、状況に応じて市の防災行政無線や安全安心情報送信サービスで市民への周知を行う。 ○10月～3月 不審者情報 0件 不審電話情報 1件 行方不明者情報 0件	
5-2 地域における見守り・声かけ運動	地域包括ケア推進課	高齢者の見守り支援を専門とした「高齢者見守りぼっくす」による在宅高齢者（単身世帯及び高齢者のみの世帯）の生活状況の把握、地域連携による見守り支援体制の構築、民間救急代理通報システムの設置を推進した。 また、市内で活動する事業所等が協力機関となり、高齢者の異変に気づいた場合に社会福祉協議会に連絡をいただく「東大和市子ども・高齢者見守りネットワーク～大きな和～」を活用した見守りを行った。	
	福祉推進課	東大和市社会福祉協議会が実施している「見守り・声かけ活動」について補助金を交付した。	
	防災安全課	(1)令和5年度下半期も、引き続き、青色回転灯パトロールカーによる市内パトロールの際に地域住民への挨拶など声掛けを積極的に行った。 (2)また、不審者情報が出た場合、発生個所付近の重点パトロールを行った。	

整理番号 事業名	担当課	令和5年度下半期実施内容	未実施の理由等
5-3 地域の防犯活動	福祉推進課	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりを目標とした「社会を明るくする運動」の一環事業として、11月4日（土）・5日（日）に東やまと産業まつりで啓発活動を行った。	
	防災安全課	(1) 東大和・武蔵村山防犯協会（旧：東大和地区防犯協会）、東大和市防犯協会に補助金を支出し、防犯活動を支援した。 (2) 令和5年度下半期は、自主防犯組織からの防犯用品の支給申請はなかった。	
5-4 犯罪被害防止のための啓発・周知	地域包括ケア推進課	関係機関から送付されたポスターやリーフレット等を窓口に掲示、配布した。	
	防災安全課	(1) 不審者情報を電子メール配信サービスの「安全安心情報送信サービス」の登録者に送付した。 (2) 令和5年度下半期（10月～3月）は、0件の不審者情報、1件の不審電話情報をメールで送信した。	
	東大和警察署	警察官や犯罪抑止女性アドバイザーによる高齢者宅や企業等への訪問・指導・防犯講話を実施し、特殊詐欺をはじめとした各種被害防止に関する広報・啓発を行った。 自立支援協議会や障がい者見守り支援活動等に参加し、意見交換を行った。	